

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持へキレ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳等の磁気媒体化を早く完了させ、より強く
組織の統合作業を進めていくこと。
複数本記録の回復はせず、慎重に行なう方が良い
考え。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

19年初め頃から報道等により話題となりましたが、
年金記録については、不明不記載がありても、摘要的には
確認できて統合されたものと考えていたが、その後記録の
管理等についての問題が明らかになり、制度的、
組織的問題として認識するようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織中での課題が明らかになってからは、旧名簿等
による確認結果は全力を差して取り組んできて、
今後は1件1件でないで確認作業を行っていく必要がある
これまでの着手に亘る手順ややり方や考え方の不適切
な点は直ちに改善すべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の整備を完全に行めないと、国民の信頼感が残念ながらあります。また、早急な記録整備を完全に行って、住民ネットの活用による機械上の検索を行い、該当者に照会を行って打消していくことが必要と思う。私も国民の信頼が得られるに、記録整備の進捗状況は常に公表を行い、努力を得やすくなる必要があります。今後、問題が起こる前に年金制度そのものをより立ち直り、自分の認識してもらいたい様に周知していく必要があるかもしれません。自分の記録を常に個人で確認できる様な社会保障カードの導入を早急に進めねばなりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ほんの年金記録において、機械上に登録されていなかったものとの認識であったから、当初は、被保険者等の照会や申し出があまり、加入している限り記録が完全出来るものと考えていた。
判明

記録問題が発生し、記録の整備作業を行つて機械上の記録の不備や、未登録の記録が大量にあることを初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題が発生してから問題が存在することをより、記録の照会や記録整備作業に全力で取り組んだ。

記録管理については、これから機械へと変わら仕事の作業の管理や、発生した問題をそのまま放置しないが現状の状況
記録やり直し

を引き起こしてしまった。

根本的には、全国民に開く事業であるにせいかわざ長期間、本部と本部の人事交流や、各県によって事業の取り組み姿勢や、方針は統一されていないが、大部分があつたが、問題点を放置せず

により解決を始めたと思われる。ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人に面談して確認していく以外はないと思います。
 その場合、偽名や生年月日を偽って加入した者の取り扱いが困難ではなかろうかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題が出る以前から名簿やマイクロフィルムで管理されている記録があることは知っていたが、当時は被保険者等が年金相談等で来所され、面談できた時に職歴等を確認のうえ、記録整備することになっていた。

国民年金の納付記録については、紙台帳当時は市町村の名簿と毎年突合していたこともあり、そんなに相違しているとは思っていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は職歴を本人から申し立てさせ、生年月日、氏名が一致した記録のみを本人記録と認めており、社保から職歴を教えることはなかった。そのため、本人が職歴を失念した場合や氏名生年月日が相違する記録が残ったものと思われる。

今考えると被保険者のとて厳しい対応であったと思われるが、当時は全国的にそういった基準で行っていたので、職員個人が対応を変えることは不可能であった。

現時点で見た場合、待ちの姿勢ではなく行政側から積極的に調査すべきであったかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金：被保険者の虚偽の申告（名前、年月日）
本人確認ができないまま申請をいく。
在籍時は確認がてきてい

平成12年頃、相談者との面接時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とりあえず免許証より確認
その他、革革生、同僚の名簿等により確認する。

申請書に氏名、年月日の確認とする
書類を添付するべきである。

毎年、場合は免許証や名簿等により名簿を取めてある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金機関の私務に直接携わったことがほとんど
なかったので、年金記録がここまでつながっていることを
知ったのは、問題提起された頃だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインによる前の事務処理(特に進達関係)
には無理があつたのではないかと考かます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

徹底した実効化導入の継続

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度間(厚生・日本・共済)の連携が確立されておらず。
移行系統化され、遅延による未納が発生していく。
並び加入者と制度に対する認識が不十分であったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

訪問、文書送付などにより個別相談の制度への理解をもたらす
当該制度の周知、理解の徹底が不足していた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金記録においては、本州圏からは住民登録事務記録が連絡されたり、栃木の人物の記録があることはほとんどないが、その後転出転入履歴等でわかる不明なケースが担当省があり、これは本州圏の要件である。年金記録は本州圏から本州圏事務所にて架空の人物が居住している可能性がある。特に過渡期に本州圏の年金記録は姓名で登録された者が全国では何万人いるかわからない。このようなときに何が何をすれば何千万件あるかわからないが、解説は不可能と見られる。組織的では本州圏事務所がすべて異常扱いされ中止に不向きである。

私、非労働員会に申立てている事例でも実際に事務所へ問い合わせても、この事務所が適用事務所ではない場合が多く、適用事務所であっても届出しきれり、見習いとして実際の専用月日より遅れて届出をしているケースが多くある。

厚生省では事務所が保険料を滞納して(割引)しても専用月日が古いと年金期間とみなす法律問題と思われる。これがまた年に内れた年金料に申し訳せかねる。
事務所が保険料を遅く支払うために大幅に下げて届出するケースも多く、それで取扱いがやや複雑化大変にされている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

前に答えた未統合の年金についても、他の過失で取り扱い責任をもつて一件づき統合していくべきと思います。(地方の広報機を得る)

たた、全件解明はできないと思います。上記のような事例は、とにかくあらかじめからいい状況でどううしてもかと考えます。

現在、実際は国民年金あるいは厚生年金についても保険料を掛けてない人間を救済としてする代替通路であり、果てまとめて掛けた際に保険料をはどうひと公平にならうかが問題です。

回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今では、いつ頃知ったか明確ではありませんが、在職中に年金記録問題が頻繁に起きていました。私がこの問題が常に豊富に残っていることは夢にも思いませんでした。その後、年金問題の研究会等に休日送りで所長として職員とともに率先して取り組みながら、元々は社会保険庁の職員を抜けた私は年金記録問題が発生したにも関わらず、どうして我々地方の職員が義務としてやらなければいけないのか非常に疑問を感じて、「どうは私一人ではなく、他の職員は私一人として責任をとらなければならない。結局は地方の職員に責任を取らせたうえで年金記録は私一人として責任をとらなければならない。」とおもって、行動を改めています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁勤務センターにおいては、早くからこのような問題は掌握していたことと思います。地方ではこのような問題があつたとは夢にも思っていたんでした。しかし、早くから文部省へいれば、このようなことはどちらかがたのではないでしょうか。国際公務員に採用され、今まびよどりにやめてきた職員のことを考る都非常につづり、どうして公務員がやめたのか。

(今後このような問題は絶対にしないでいたい。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ① 健康保険・取扱店販・譲り受け(虚偽)の半年間で、なぜこれでいる事ができる。(これがなかなか記録(虚偽)が進むのが原因であると個人体)。年金請求時、時計をかけたり、手帳を隠してしまった事例を挙げてください。
- ② 事業によっては、事業主や社会保険事務所を従業員から監視してゆきながら、法人保険事務所に通じていて、ケースのあつた。(従業員退会から発見されし。法人保険事務所では十数年前は全て、令嬢金台帳を確認していくが、自動販売機で税保険料と割り勘想していく。)
- ③ 犬飼の町民登録簿がつって、夫の分は持付なんど、妻の分は納付済みのことを記載のケースが多くあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 年金基盤面がめり、ほとんど防げる様には、とと思う。支給額の変化は市町村が窓口で、住民票を確認して交付するが、これがとと思う。また法人保険事務所(誕生日付番)があるといふと思う。
- ② 中小零細企業を見直しがれると問題と思つて、花粉年金、賃構造改定方針を縮減方向の中では、事業者のモラルもあり方策は見当らぬ。
- ③ 現在、この種の者の技術のどちらか方面にありと、正直結構なレベルがつかなくなつた。(大きめに付けていたら、車の解説を読み込むところなど)。また、未納金収回率がいいと、者が見られる風潮になると解説が出来なくなる。今後流れでは解説がどうなる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民にとって年金権として取り扱う問題である。老保制度等が改められたこと始め、六旨報道等ではとんでもない事であります。一部の者(比如組織にある事も思う。)が行つて中止したり、会員の立派な権利を侵害されるのは目に付きます。
二重帳簿による廃止等については将来年金の制度等がどうなるか全く予測がつかない。年金統計等にはまだ確実な期間がないという点で、心配していました。昭和50年代前半。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業者と面談し、そろそろ年金を提出さずともかく、既存資格者にて補整を行なう。
反省点といつづり問題点といいます。
①事業者の廃止に対する認識、制度に対する認識
(税金も同様に思ひます。)
②もうほんの少しあが、該年の調査力、調査権限、
起訴権限(司法、監督権限等)等が考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生存者の可能性のある金銭財産を被扶養者と照合する。
被扶養者、受給者からの相談に迅速丁寧に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求や、加入期間満会の際、申請での履歴から不明な記録は、
探し出して、記者の範囲をしていました。記録漏れはないと思っていました。
私自身の記録と業務センターの記録とか対照しているときは、思ってい
なかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

厚年資格取得時に、新規が承取代かば、給付額や、年金記録が
別の当時の状況では、確認の方法がなかったと思うが、厚年や年金機関
の1人1番号の原則をもと徹底する必要があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本府)		a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの業務センターでの作業の状況や5千万件の詳細を承知しておりますが、現状では、加入者あるいは加入者であった皆さんの協力無くして解決は無いのではないかと感じております。

しかしながら、年金問題も世間全体としては高い関心を集めていますが、如何に広報し周知を図り協力を頂こうとしても、全ての皆さん一人ひとりが自分の問題として認識し具体的な対応をしていただくことが、いかに難しいことであるかということ、現役時代の経験から身に沁みております。

確認手段の一つとして、事業所の記号番号がある記録については、事業主の協力を得て確認することなども出来るのではないかと考えます。

が全件解決については、最終的には、

- ・ 年金請求時において、記録の漏れや誤りがあるのではないかという前提で確認を行い、水際での整理確認の徹底を図ること。
- ・ 基礎年金番号導入前からの加入者の請求については、台帳、払出し簿で必ず確認する。

なお、5千万件の中には、既に裁定済みの方の記録が相当数存在しているのではないかとも思いますが、いかがでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認証してねうず、退職後にあいて
「消えた年金」をして報導道がされて始めて
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は、被保険者の生涯に亘り、本人の手続きはもどり、事業主、事務担当者、組合組織、市町村、社会保険事務所、業務センター(府)など多数の人々が介在し、しかも作業によろめています。
入的ミスは避けられない、のであることを提げ、これを少しでも防止しようとする法律、制度、仕組みに早くからしておくべきであったと思ふます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

35-011

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金に多くの漏れがありまして、未納者対策が常におあり。未納者への説得は、厚年等の過失年金額(超過額)を確認して、国民年金を正しく適用し、25年に照らし行われなければなりませんが、協力いただけないことがあります。書類の厚年の紙台帳で毎月マイクロフィルムで回しますが、細部の手順は忘れてほりませんが、申立の記録に間違いがないと確認すれば、小さな社会保険事務所の記録でも、とっても要領がいいと作業を終わらせておきます。適用事務所名(所在地)と雇用された方の健診登場所の名前(所在地)の記憶申立ては多いのが多かったからです。本人の記録と照らすときに見当たっても、申立て事項と相違する場合は、定期的に名簿登載者の名前等ひきだしに確認作業が必要でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給要件の25年を廃止し、年金による記録を無くすことを目指します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最終的に確定請求時ではない出来事の対象の方々
多數あるものと考えてあります。

昭和48年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

無年金対策、当時あらゆる特例納付の勧奨には過去部金条
の整備が伴っていましたが、その後を含め過年度未納(2年)
の無い方には何をしてもせんひして。
基礎年金番号の特番の後は、管轄の社会保険事務所で
暫時記録整備を進める必要があつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

極々 著道により 傷じかたの事象ばかりで
多くない(といひ)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このよろづ事象がどうして この時期に)何原因
して(下の)か 質問 (上層部を伏せこいたのか)
であり、妙案が見出せば、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然のことながら社会保障の不整備による年金制度であり、信じかねる事多と認識している。
上場企業補償制度時代からして、ニセ、ミセ高優(本省・本府・エセエフ(現場))の中央集権的組織編成の弊害である過度なものと認めた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場における私は、未納保険料の滞納行為により事業所の倒産、事業主の自殺、導師からの暴言等々厳しい対応をしていましたが、丁寧な説明や会話を重視、との感想を聞き笑いながら「さすがに会員登録情報入力やオペレーター化に向けた準備期間が短かく、結果として迅速な移行ではなかったのか」という風に、このように現場にて率直に意見したのが、物まれてからです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、
昔支給せ 「昔は、施設料や船員の一部では、本名を
表に出すと漏洩の懸念の中が、偽名で就職し、
厚生年金の取得している事例が、多數存在する。」
旨述べさせていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まずは、年金制度に対する国民の信頼を取り戻すことであり、その唯一の策は、莫大な時間と手間がかかるが、出来立てて短期間での日台帳とオンライン上の記録との合併実現の実施しかないと思われる。
実施結果を晒されず、取り扱って貰いまし。
万一、人海戦術による人材不足となる場合は、OBの活用についても、呼びかけをして貰いたい。叫ぶ
される方々より少しだからずおられると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、「年金番号の重複取得」等で、未統合の記録が何件存在するかは、漠然としていたが、年金の請求手続きで至らしく統合されると問題ないと答えていた。事故記録の補正等も完璧に行っていた。誰にも気がつかない未統合記録が5千万件（完全な不明は、1万件）もあることは、郵便局が初めて示すと本当にびっくりしてた。
遅いまでの届け出証正が「自分達先」や「他の会社業者」といふ実在することに驚いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

なぜ、これまで今まで放置されたのが、なぜ早期に気が付かなかったのか、當時の車両部の変化は重大に思われる。
年金記録にそのシカセが全て行き、本当に驚きと悶え。
年金記録の管理が「いかに重要か」、「問題って管理をしてる場合には、将来どんなことに使うか」、「自分達は、金銭行政資金を預っているのだ、1円でも間違いかがあってはならない。」といった、認識が、自分たち、組織にサル、アリ、事業主にサルで抱いていたのでほんと反省し、36時間、自信を持って仕事に取り組んでいたといふ、誇りがぐらついてた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、昭和の年代頃は、一般的には「社会保険」と言えれば「健康保険」をさしていて、「年金」に対しては関心が薄かったようを感じられます。

このため、年金への加入、加入の時期、退職の月日、標準報酬の決定の仕方等について会社の担当者は理解していたと思いますが、従業員全てが今ほど関心を持っていなかったと思われます。

年金に対する理解は、まだ十分だとは思いません。あらゆる機会を活用して説明していく必要があると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する広報は、マスコミによるだけでなく、日常会話、地域の会合等身近なあらゆる機会を通じて話題にして、わかりやすく具体的な事例を入れて話して、年金に対する関心と理解を求めていく必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来大切になることから、番号の重複・氏名の訂正・変更等速やかに届出するよう説明していました
また、旧台帳は登録されていませんでしたので、紙台帳をめくって調査していたため時間がかかっていました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳が導入されたときからは、年金の加入記録に変更のある都度年金手帳に記入して管理すると、将来年金請求の時に役に立つと説明していました
説明は、全員に行き渡っていないと感じています。広報の重要さ、広報の難しさ、説明不足を感じています
更なる広報説明が必要だと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

將にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が起きた人より私は被保険者からの回答で調査し明確な
のみ入力整備する事が妥当だと思うが今となれば全面解決は
不容易の事実を踏まえ本人からの回答が正しいものと考え
て取扱う対応が望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一時期 倉庫被保険者からの記録照会等について、記録の回答、入り登録を担当していましたので、日々簿記の調査をする。
その中には氏名はあるが生年月なし、氏名なしの生年月日あり、氏名・生年月日はあるが取扱記録なし等々など様々なものがあり、それで結構大変な問題となると認識はしていました。(平成5年頃)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時は照会に対して記録の回答、記録の登録など判明した部分のみに対応しかできなかった。
職員は業務に努力して、少しつづくが問題が起きた、何とか機能があるか大いに思えないと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長・*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上・*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・国民の協力をなしては解決できないので十分なPRをすること;
- ・年金記録を適正に処理するため専門の部署を設置すること。
また、肩書きのノクハウを活用すること;

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在籍中は、年金記録について問題はあるとは思っていなかった。
- ・退職後、年金記録問題が新規で報じられるようになつたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・年金記録問題について問題となつたときは、退職しているため対応はしていません。
- ・反省点①基礎年金番号に統合時、PRが全く不足していました。
- ②未統合者の対応が不十分であった。
- ③年金記録問題について、その重要性及び全体把握が不足していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input checked="" type="radio"/> 本庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等で報道されているような、現行の対応
(がないのでは)ないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は裁定請求多発のため、交付権府か
年金を裁定請求される際に、総ての記録が
確認できるものしかえていた。(大統合、ユビキタ
への未収録記録等の存在)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
	本 庁	地方庁
最終官職 <i>事務官</i>	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在色々な対策を取らせてもらいますが、現私は離れて10年近くになりますので具体的な対策内容がわからぬので意見は中々難しく現状では、地道にやって行くしかないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方での年金記録問題は自分が退職時分にかかったと思ひましたが
オンラインで統合されるのは何日位にかかるのかと思つていませんでした。
(記録)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本件がオンラインを行なう時長期計画立てが必要めあれ
と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治家がやるべきこと、預期通りに解決が進むべき事。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について常に意識しておりました。
会員登録時に提出された個人情報の中には年金記録の記載がありましたが、
年金記録について問題があるのではないかと心配していました。
から年金引受け登録時に、年金は100%補正回答していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について常に意識していました。
年金記録の印鑑を承認、紙面複数枚は保管していました
が、未だ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特なありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行きつかぬまま特別復活の外に想ひつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に問題意識はなかったのですが、退職後、報道等で取りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省して、今後(機能)の周旋等、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

3.5-021

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいざれしかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいざれしかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項は、取り扱いが複雑かつ複数あるので、当時の方針が正確である
監査に於て指摘された事は無かった
立派な報告書類を落とし、年金料の支給額
は事は、して事は無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁判権や立派な記録を確認して、手元が
無いと思ふ。尚、元々は適用基準で見る
記録はござり、記録は無いと告げた事が必
要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録の問題がみたと認識して
いふまつた。退職後平成12年頃テレビ報道
で問題が存在する事と知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各年の記録について年齢別の問題で、中高年層、及後年層が
て造り替わる記録を注意到して記録の問題が起る事、未懸
念もじよ。大事なり平成12年基礎年金番号を導入して、
に三引渡しの統合による年番号の取扱規則が丹骨
にされて、全く問題があつたと思つて、從つて記録
もれ及記録が飛んだと言う方々に適用されて大事業所
であれば必ず当時の記録は別番号である事を説
明してきました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

大手企業（健康保険組合）の一部従業員の厚生年金記録には、不況による「自宅待機の期間」が厚生年金の被保険者資格喪失期間となっているケースがあった。

医療保険の適用は、健康保険組合の任意継続被保険者となっていたため、当該従業員は、自宅待機の期間が厚生年金被保険者資格の喪失期間となっていたことの認識がなかった。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ア 年金手帳の重複所持が疑われる方には、年金特別便に疑いのある別記録の情報も合わせて提供し、再度の確認をお願いする。

イ 事故リストの処理業務は、引き続き実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ア 年金記録問題への認識

- (ア) 進達マニュアルでは、記録漏れ発生の認識はなかった。
- (イ) 年金手帳の重複は、裁判請求時や事業所の指導において整理できると認識していた。
- (ウ) 事故リストの処理により、整理が進むと認識していた。
- (エ) 社保庁が管理している年金記録の情報の積極的な活用で必要な記録は、整理できるものと認識していた。

イ 問題の存在の認知

事故リストの処理中に、社保庁の年金記録の情報の積極的な活用が制限されて、処理できない「処理不能」が多く、問題の存在を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ア 積極的な対応はできなかつたが、次の事を行なつた。

- ・職員に対しては、資格取得届や喪失届を処理時に、記録の整合性の点検を指導した。
- ・事業主に対しては、1被保険者1年金手帳の徹底をお願いした。
- ・被保険者に対しては、地域で開催される婦人会等の研修会等に積極的に参加し、年金手帳の整理等の協力をお願いした。

イ 反省点

保険者としての認識を持ち、社保庁の管理する年金情報、他の保険者が管理する年金情報及び市町村の住民情報の積極的な活用を強く図るべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に統一されていないちは、早急に
統一する手続きを行ふように促し、記録を
基礎年金番号に早く統一させよことが必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入された時より早く統一する
方針や理が徹底されなかったのではないか。

(導入の時点では統一すれば良いと考えていた)
最終的には

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時の記録統一方針の廻りで
具体的な実施計画が策定されると良かったと思う。
(導入時に徹底した記録統一の実務管理を行はず)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	a. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別途困難なくセミの解説書やひらくO.P.A
協力(ボランティア)を得ることも、ありますでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・記録は適正に入力・整理されている気がしていました。
- ・入力ミスで漏進された得意の実績を隠していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・実績を隠すことなく、一刻も早く、本音・地元音を協力して対応すべきではなかつでしょうか。
- ・本音・地元音向外かける情報(問題点)の共通化の実力。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下のなかから該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、その裁定請求時に、本人の中で
この整合性を図りながら処理されてきたと理解していま
す。

今日、問題とされている要因や膨大な件数について
は、マスコミに発表されたことで知ることになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金不正と言える範囲について検討のうえに説明
を行った。(日常生活のなかで)

記録の具体的な改善に伴う業務処理の強化。

ご協力、ありがとうございました。

35-025

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務処理体制をさらに充実強化して対応すること。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職 保険指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々が現職時代、未統合記録が5,000万件もあるなど知らされたことはなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今レ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今レ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金専門の窓口が多いところへ期間流れか飛ぶ
約3年。

1. 金額取消届の代理手続きを取扱う所になつて以降。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金の変動性を個人々へ伝えることが必要だと思います。
例---30才、40才、50才、60才に到達時まで期間確認
通知をする。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-028

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人個人持続性ありで、かく記録が修正等を行って
 ますが、該当為ゆるいは、故意の誤解などの方、自身の
 の記録を改めたり、うかる数なり、(はまむかって、など)
 /今後は以前、経験等をもとにとどめ、ハサウエーリング
 の記録へ該当為く直接翻訳して、該当すとくより
 正し、解説を得られることをうかべてみる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（註）「解説」の「たゞ」は、古語の「たゞ」を適切に翻訳して訳しと見て可すが、字義は不適であるが一々や相違の点を指摘する點は、筆者自身の理解度合で十分ともいへばからぬと、3をかりて置く。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年齢記述漏れいかく、職種も正確に記載、「おじいさんちお父さん」記録を網羅する事に努力します。
また、重複の年齢記録を多く抽出を防ぐため、毎回努力が不足していると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・<u>国民年金課</u> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは<u>主幹</u> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道に出でる地には知らない

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早い時期にまとめて年金(年金)を統合する必要があるとして
該当者に接觸して角を消す

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原案の方で遅延をして、左の方で遅延後のニセは
よく分らぬ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は事故リストが今から遅はやれ、と本を引寄せして
回付していくが、二十がいづれまにか無くなつていいと摸索する
この事故リストを放棄してやれば良かつたと考へよ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決はお金の力が一番効く
と思います。私も非常時の為に預けます。
お金も普通は人が亡くなってしまう
現れ、非常に困難な仕事だと思います。

回答票④

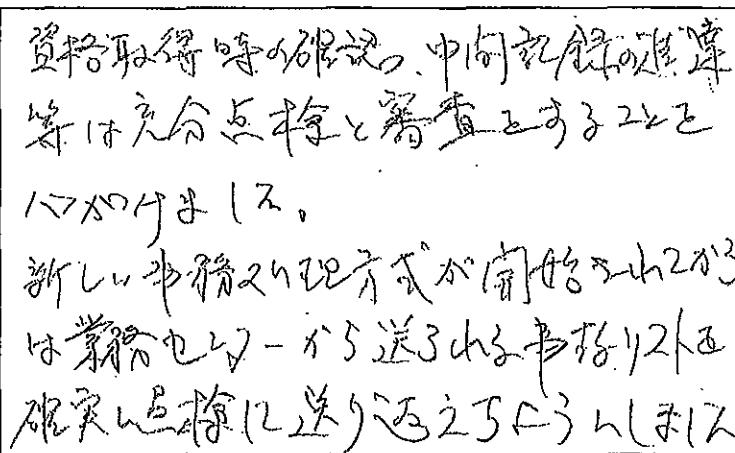
この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



年金事務局
仕事もやりましたが、年金請求書が過去のものか
入れ替わる頻度で2次いらいらする人達の手に届く
調べるのに大変苦労しました。特に紙面での
記載には判読するの大変でした。この23年間
記録の不要であると改めました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



資格取得時の誤認、年齢記録の誤認
等は充分点検と審査をするなどを
心がけました。

新しい年齢及び現行式が届けられないが
は業務センターへ送る事が多いですが
確實に捺印(2送り返し)しておいた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していな。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期間の中で発生した様であり
一件一件照合して行くしかね」と思ひます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の財産であり、正確な管理が必要であると考えていました。
問題については退職後です。
（事業）

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会員登録での対応（照合）確認。
当時は人の眼による作業でしたので100%
と正確に確認せねばならないと思えば疑問
です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長(室長)企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

（注）職種等を追加する場合は、
記入欄に記入して下さい。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金リスト補正の問題で、99%整理済。
解決できました。参考資料として。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

元に戻るが望み。 2/6
確実な結果得るために
何らかの手を取らなければ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人間のすること、それがゴム印の問題から、お仕事の問題が予測して
される、おまけにかじりや、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お詫びリストの問題補正、割合いろいろ、もう少しはできるところを

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

大河せん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. コンピューター教諭の整備。(紙面教導等の充実)
2. オペヨン特別便の充実。(身体を活用した教習実施等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 今も尚墨となるよう莫大な赤字は予想せぬ。
- ・ この様な問題にて大きく取扱い放り出せなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 反省する点。
1. 記録管理システムに於ける会員登録の不完全性
- 2. 記録管理システムの不備、充実の甘さ
- 3. 支行と本行の連携度の希薄

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ・虚偽な届出のものや、不正確な届出等を要因としている(会計検査院の実地検査結果でも明確)もあることが、世間一般に知られています。
- ・過去に仕事管理のエラーはない、ことについての指摘や批判に対する説明がない。
- ・過去の記録につながらず、厚生と販売に向むけた健保の手帳会員と同一の部署が処理するには合理的なうえで、過去記録の確認に時間がかかる場合、半業主で被保険者の積極的な協力がないれば、問題認知を〇にすることは不可能。
- ・過去の健保記録の整理が、実施されておらず(本人住所の記録がなく、過去の解決は限られています)。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・基礎年金番号の1人1番号の徹底。
- ・未定請書交付時等被保険者本人を申立等による確認。
(~~が~~ 指定に解決(全件)出来た問題ではない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生省との複数払出ししかあることは私からいなかった
本人と面談止め除(最終的には我を請求)解決出来
と答えていた。

複数払出しの問題は、事業主からの資格取得届必報時
に認識し、事業主、被保険者の積極的な協力がない
解決しない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・事業主に会合や回答の督促を行うも、協力は少なく、また、
被保険者(従業員)も早期退職等により未解決の場合
多い。
- ・年金制度の周知、(人)番号の徹底、国民(被保険者等)
の権利義務の認識の昂揚に図ること。
- ・核家族化の進展により、「支え側」と「支えられる側」の両者が
少なくなり、身近な年金制度の意識、認識の機会
が減少していると思うので、支え側への理解を得る
対応が重要。

ご協力、ありがとうございました。
専門的知識の競争が過去、以降問題を解決する方法を行なう
フリーハンガーフィルム

回答票②

35-035

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録等について、在職中に不正等行ったことはありません。
また、私のまわりで、そのようなことを見て、聞いたことはありません。
少なくとも、山口県の社会保険事務所では、不正の事実はないものと信じてあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なかなか良い解決方法を見つかりません。
現時点では、今行われている「ねんさん特別便」の運行により、正確な年金記録を収録されますようお願いするのであります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の昭和60年ごろ(過ぎてはあります)、社会保険庁では、職員組合の労働条件等による反対に合い、年金記録の入力作業や更改リスト補正作業が遅れることという話を耳にしたことがあります。その時は、その後改善されることはないと思っておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生しましたことにつけ、~~社会~~社会保険庁の年金記録の収録業務が昔から遅れています。その後も改善されることもなく続いているかと思うと、非常に残念に思っています。本庁の業務運営、特に年金記録の収録業務の取り組みが非常に甘かったのではないかとうかがう。大変遺憾を感じるものがあります。

今後は、“なんきん特別便”的送付等により国民に協力をいただき、正確な年金記録を収録され、早く解決していくべきだと感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	①事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会での審議や、マスコミ報道で、承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最初は、原稿方式からコンピューターへの切替時に、
記録の不整合が生じるのを止められないとしてある。
一番の出来は、膨大な不整合の事実を公表せず、
「見せ物にフタ」でやり過ごした点にあり、問題
解決を遅らせた事である。
これからは、年金業務の進め具合について、逐次
国民との対話を心掛け、信頼を取り戻して、欲し
いと願つます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長・平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上・平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実際にはたゞさわっていいので、具体的にはわからないが、記録もしや年金簿等の重複については地道な修正等の処理をしていくしかないのでないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような事が起らば思ってもいなかつた。この問題が起きたのは
事務処理の方法が社会保険事務所から社会保険手続きセンター
まで記録の入力から保管処理に問題があるのではないかと思つ
ることを知ったのはニュースで報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

社会保険事務所で大変なことを知り、協力を申し出た
制度改正等を行う場合は広く国民に知るやる必要があるうえ
広報を実施に行い周知をせよ。これまでのことは(基礎年金番号等)
知らない人が多がたうではないか。
また、事務処理の方法にて記録の確認のためチェック体制を
強化する必要があるうではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(年金記録の)原点にもどって一からコツコツ解決していく
外をい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは全く知らなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後なので対応のしようがなかった

元来 大多数の日本人の姓名は表記文字である
漢字であるのに表音文字であるカナで記録しよう
とした事にムリがある

(当時の社械では漢字入力ができるなかったので不完全
なもので社械化を進めるまでのかもしれない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(年金法改正以来の)
原意にそむいて一からコツコツ解決していく
外れい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは全く知らなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後なので対応のしにくがさわった

元来 大多数の日本人の姓名は表記文字である
漢字であるのに表音文字であるカナで記録しよう
とした事にムリがある。

(当時の機械では漢字入力ができないので不完全
なもので機械化を進めたのかもしれない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

みし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題を長年にわたり放置して中央省庁の責任は重大である。現時点においては、中央省庁が全責任をもって金力で取組み以外、方策はない。
そのため世代の大変なため、中央省庁の草率さが社会保険者、年金受給者(ひとりの年金記録を確認)に歩きますか?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

皆が前の年内もしないからいい。社会保険業者から
かい正確かつ適正に自己貢献率をもつたものと、当然
であるとしていた。
5000万件の枚や税の問題が報道され、はじめに知った。
まだ、「青元の隕石」だった。こんな重要な業者がある
間に損失が、かつ長年にわたり放置されているとは……。
何歳もっと早くから文部省を諷刺しなかったのか? 不思議では
らない。中央省の常識と差違う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長年にわたり、何ら文部省と言葉せず放題にさきた中央省の責任は重大である。責任をとるの地理に迷うしかない。
今回の事態や地方の連絡の取扱い、文部省共々取扱
に対する諒りが一瞬にして崩れ去ってしまった。
今回の事態で歴史ある組織が解体し、全く責任のない地
方の職員が苦痛を受けたり、諒りをもつてひく傷害を
被るか、取扱いを誤るなど、この苦難の現実を大層お
かれめ、中央省の皆さんよ、どう受け止めまづ。
又、こういう状態に至ったのは、労働組合によるものな
ども大きな要因のひとつになつたのはあります!

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

制度上(手帳手続等)の不備
不正確(氏名、生年月日等の誤り)の届出、厚顎面書の複数取得等により統合不能な記録が多くあるのではないか。
特別便調査れ。2.
本人の力と思われるか特立式手帳多數
若い時の記録で本章につく前の短期間のアルバイト自動車
勤務が保険料を免除されず並記入力く記憶から
それ特定出来ない。
遺族年金一統結合する前の面接者の記録(複数手帳)
に勤務記入の場合は個人化特立不能
付記削除の説明文より、手帳折り勘合後、若くは毎年の被保険者
15歳未満の者は15年を未付者と勘定し(即ち和算手帳勘合、
15歳未満の者は15年を未付手帳)手帳付給義務、算合付手帳

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題と社会保障、障害者への手帳
処理ミスのみによるものではないことを知り
国民に理解を求める。
国民へ年金制度について教える。(中高齢者
対象)
事務処理上ミスがない様、点検強化
する。
老齢者被保険者に正確な届出について指導強化
する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中年金記録問題認識
新聞にて年金記録問題を知りた(徐統
合の記録料4万件以上4件の問題には
ないかと思ふ)
記録問題認識についてのう保険
行政は何を考へいたのか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民も年金行政に携わっていく職員も
年金制度をよく理解していないから。(年金に対する意識がやや低くなつた。)
記録問題を認識してあろう
保険行政は地方庁へ記録問題の現
状を察知し通知は取扱いを監視を回
す様指導指揮すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和44年10月の施行された厚生年金保険の看護料全額白帽方式の
（ペーパーハット）年金支給制度（現行）。（昭和44年10月）
事業主の届出で、新規・再取得時に係る。喪失台帳（生年月日順）の
登録（登録）を引無い場合は生年月日等の相違を記入して3回引換許
可換算（無い場合は）新規の看護料松出せし。事業主の氏名、生年月日
前取引年月日確認と確認せし。登録の場合には重複登録せし。
その後、国民年金法が施行されると相違後と思ひ手引け、台帳は
原稿方式に改められ、喪失台帳は全国的にマイクロフィルム化して
保管され、統合化へ向かって開かれている。
それ、昭和54年基盤年金改革で更に統合化法（亦、年金改め）
を経て、前記の通り（昭和54年）事務量が膨大化現状を打撃する
が解消され。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新規登録は現行年金制度の上云えども、マイクロフィルムや直連化記録
等の保管方法など思ひます。
（次回）年金支給開始年会計（平成11年1月1日）（業務開始3年目）
優先順位を新規登録せしむと思ふ。
又、年金特別使へと組合は現化せばやを待たせば、本人の
担当者を完全せずし、同一の事業所が関係していざあり手引け
少なくとも本省では改善した結果を改めんせしめの手引けと信じますので
どうぞお手数と見るものと思ひます。
日本年金制度は、市町村年金との衔接もあり手引けし、実際年金制度
を運営する者ですが、支給年会計をみて、何とかしてほしと思ふのを
人情、大変困難な問題と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

直接年金も担当したのは、6ヶ月である长期間の加入となり支給枚数や
範囲が不明瞭、社会保障法の安心・薄く、一括支給の傾向が強
かったので、機会のみで、年金記録の重要性を認識していました。
範囲1.2で述べた様子もあつて、今後はこれが何年間で何枚
が算定されるのか分からぬし、現まに本当にどう計算される成り
でいる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高齢化社会の到来は早くから課題となつてゐる。1回も早い
エンジニアの導入もあり、全国的という特徴を実施すべきで
あつたと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 [○] 府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 年金記録問題は、本来あってはならないことで、そもそも存在するはずのないものであると考えていた。
- 年金記録問題の発生は、年金に無頓着である者にその責任の一端はある。将来嘆くことがないように、年金記録は自分できちんと確かめておくこと。気が付けば無年金とならないために。
- 年金記録の確認を求める総運動を展開して、この問題の解決を図る。このことによって、公的年金制度が相互扶助を基本とする制度であることを実感させる。
- 年金受給権の確保対策（被保険者等の救済のため）としての年金記録問題解決の重要性を認識して、それぞれが自分の仕事を一生懸命やる。真摯に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 基礎年金番号に未統合の記録
同一人への複数の年金手帳番号が原因となって年金記録が未統合のまま残っているのが問題の発端となっている。本来、生涯一つの番号であるため、その取扱業務は慎重でなければならなかった。
- ・ 標準報酬月額等の不適切な過及訂正、過及喪失
- ・ 国民年金の不適切な免除
- ・ 年金記録（他人の個人情報）のぞき見

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 全ての被保険者等の協力を得て、一定の期限を区切って年金記録の確認を求めていくしかない。本人による年金記録確認が最も重要である。
- ・ 年金記録問題は、高齢被保険者等には時間が限られる。急がなければ、亡くなることで問題が解決するということがあってはならない。
年金記録が確認できなかったというだけで受けることができるはずの年金を受けることなく亡くなるという現実は深刻な問題である。
いい加減な年金記録の管理はできない。
- ・ 年金記録問題を契機に、年金の受給資格期間不足により、将来無年金になると分かり、老後の不安を募らせている人が続出している。
公的年金制度の仕組み、年金制度の現状など正しく理解させることが最も重要である。丁寧な普及、啓発を行なって、人々の年金に対する意識を着実にレベルアップさせていかなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 g. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金被保険者証の紛失、前壁と窓戸等
手番で複数取得する者が多く記録統合が出来て
いるのが心配でして、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に未統合がある。今後も広報する必要があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持りおりません。(私の中に年金記録の問題が發生するとは全く書いていなかった)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に関する者数やデータがどううに(現状)
保管されているか不明でないと、又何種類がありにも
大きくてすみが立たない。
組織体制の充実が大事だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（私の中には年金記録内部でも障害があったことはあります。
特に、最近遅延が多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年齢、複数、氏名、生年月日、郵便番号により記録統合が
不能になりますため、基礎年金番号が表示されないと
思いますが、厚生省のHPにて、確定申告欄が
されていないかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。以下別紙③より

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答⑤

(質問1)について

1、年金記録（当初は台帳）については、被保険者の資格取得、喪失、標準報酬等は届け出に基づき、正確に記録されていると認識していました。

ただし、事業主の扱いにおいて雇用時すぐ資格取得届け提出ではなく、2～3か月使用期間経過後の日付けでの届けが多かったと思います。

従って、被保険者本人の雇用感覚（就職日）と社会保険の資格取得日との誤差は多く見受けられると思います。

2、次に、脱退手当金について、当時は特に殆どの女性が受け取っており、会社によっては被保険者に代わり会社の事務員が手続きを取り、委任受領をして本人に支払う扱いが多く見受けられていたことから、本人はややもすると会社から貰ったと危惧される。

(脱退手当金の受け取りについての認識)

社会保険事務所ではある時期から、脱退手当金の支給決議書は永久保存の扱いとなり本人の受取り印も取ってあることから、年金記録忘失の件があればこの方の確認が必要です。

3、事業不振による滞納事業所及び倒産事業所について

当時も、滞納事業所は相当あり、師走は特に徵収強化月間として12月31日でも銀行の歳入受入れ時間ぎりぎりまで寒い中奔走しておりました。

それでも、未払いがあり、また倒産する事業所がありました。

ここで、初期的な考え方で間違っているかもしれません、事業主は被保険者から保険料の2分の1は給料から差し引いています、にも係らず未納はいかに会社の事情があるとは言えひどい話です。

また倒産し相当期間未納があった場合でも、年金の請求渋れで届け出があった場合、善良な保険料納付者の資金で年金を支払わなければならないのでしょうか。

(質問2)について

1、については、就業期間に関係なく、厚生年金が納付された記録通りの年金支給で良いと考えます。

この制度は、保険制度であるからです。

2、年金請求期間に脱退手当支給期間があると思われる場合は、当然に記録確認をされていると思いますが、脱退手当て支給記録との照合が必要と思われます。

3、年金の支給に関して、保険制度の趣旨からして（福祉的主旨ではない）掛け金が支払われていない場合、給付が無いのが保険の原則だと思いますが。

(質問3)について

1、年金記録問題

年金記録は、事業主からの正しい届け出と、的確な事務処理がされていると思っていた
ました。

また、自分が現職当時は毎年全事業所について、帳簿、賃金台帳、雇用書類など、算定基礎届時の調査を、事務所全体で繰り返して、取得渋れ、月額変更などの届け出などを促進していました。

何時頃からか、この調査は取り止めになったと聞いて驚きました。

いろいろ事情は有ったと思いますが、この調査によって年金記録に及ぶ適正化が図ら
れていたと思っています。

回答④

(質問4)について

現在の政治において、国民の関心は、1番が年金問題となっています。

従いまして、何と言っても年金相談の充実と、的確な年金記録の管理です。

年金特別便や年金相談対応の充実は素晴らしいことだと思っています。

一般の人の場合、自分の老後の生活設計が年金によって確立していることが、一番の
安心となります。

私事ですが、退職後も年金広報専門員に続き国民年金委員の委嘱を受け、及ばずながら活動をしました。また、民生委員も9年目で、時には年金の相談に応じています。

以上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録 ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が大きすぎる、複数の実際面での劣勢が現れる過程を把握できないので、どのような方策がよいのか判断しかねます。
外観的には、国及び理解しやすい相談業務体制の充実、徹底ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、新聞やテレビ報道された時ほど初めて知ったもので、それほどは特に問題があるとは思っていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

外観的には、少なくとも基礎年金番号の導入時より、記録部の未統合について整理統合できなかつたと現時まで思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在問題になつてゐる以外は特に承知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立て厚年であれば、勤務していたと想われる障害

所の所在地、事業所名、勤務期間等が確認されれば、認めざるを得ないと思ひます。

国年につゝても、納付組織(特に自治会)に納付したが、

領収書が無い場合も、納付した時の住所、納付期間等を聴取し厚年同様に処理されてよといふべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、17年を過しました。当時、今後、年金記録問題が現在の状態になると、まったく思っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、保険料の取納率や検認率に執着した結果、現状のような問題が発生したと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹(室長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問2)
これは本当に問題になると云う意識は持っておりました。被保険者証を交付する際には、新規説明会を開催して事業所の担当者に交付しますが、その時は必ず古い厚生年金の記番番号を持っている人がいる時は「厚生年金記番号重複取消届、及び訂正届」を提出する様にサンプル用紙1枚を渡し説明をしておりました。

特に業務第一課長時代の東洋製錠の成績優秀で「生産実績が90%程度」(算定基礎団の説明と、厚生年金記号番号は重複取消及び訂正については口をスッパリとして厚生年金記号番号を複数もっていると将来年金に結び付かない事を説明をしておりました)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3)
本件については、実例を申し上げます。
某健康保険組合から、AさんとBさんの厚生年金・老齢年金の裁定通知が来たが、兩人は、一緒に入社しておりAさんの方が報酬が高かったのにBさんよりも年金額が低いがどう云う訳か直々に問い合わせがありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

(質問4)
(質問3)の事件を踏まえ本庁に原会する等記録を確認したところ、記録が5年分位洗れている事が判明。再裁定して正しい年金額にして貰った記憶があります。
誤った原因 当時は新保険方式と云って原票処理で、原票の報酬欄が5段位あって一杯になつたら切り取って送達していたと思います。Bさんの原票の報酬欄が1枚何枚かで紛失したと思われます。何處で紛失したか責任の所在は明らかではありません。
当時としては翻刻的なシステムと思われていた制度ですが、オンライン化した現代では何と時代遅れと思われるでしょうが、マスク等現代の感覚で過去を決めるのはどうかと思います。職場中、職員で紙台帳を紛失した事務所もあったと聞いております。
職員資の無い頂替のボールペンで、悪い紙に書いた手は渋んで判読困難な紙台帳・悪い紙の名前を何回も擦ると右片面は擦り切れているもの。誰を責めるわけにもいかないと思います。当時は法の趣旨が年金は請求又は本人の申請主義だから本人の申立を確認すれば良いと考えられておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

近年新聞テレビ等で初めて知ることが多く
私自身驚いております。
問題点は特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金制度の創設以来長い年月の経過の中で
制度と適用の実態が適合しなかつたことの原因
因子の一つと考えられます。
従って近年へ国民年金制度の発足時、更に本
基礎年金制度が導入された時期等、戦中・戦後
の一時期よりもは遅別して整理することから
できれば問題の数字は確実に減らすものと考える。
現職場の厚生年金の改善に対する敬意を表します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン処理の過程において、事故リストの送付
之初、回答は確實にしておりませんでした。
従つて、この様な問題は想定外でした。
また、問題が存在することを知ったのは、専門
一般へ知らされた時刻頃で立派だと思料いたします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストのやり取りが遅延で対応が難しくなっていましたこと。
日々業務の中へコンピュータに入録していくのが記録が
かかり多くなること等に対し、本府へ事務処理へ負担
を持ち、同時に国民の信頼を大きく失速させ、つい
て本解体立場を始末となり誠に残念に思います。
保険料の徴収率の向上には努力してまい
りましたが、その為に改善へ標準報酬を改定し
なり遅延して資格喪失となる事例は多いも
のも確信しております。
国民年金制度の確立へ向けては主として市町村へ委
託の方へ改善を図らなければなりませんか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者	
	所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		

(本庁)

- a. 本庁部長級以上
- b. 本庁課長・室長・企画官級以上
- c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上
- d. その他(本庁)

(地方社会保険事務局)

- *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課
- e. 事務局長 *平成11年度までは課長
- f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹
- g. 事務局課長補佐・係長級以上
- h. その他(事務局)

(社会保険事務所)

- i. 事務所長
- j. 事務所課長級以上
- k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題の原因はいろいろあると思うのですが
例えば、未申請者と既存の被保険者や社会保険労働者等
資格届け出者の確認者の負担の問題、また当時の改正要算
便所の確認出来ない部分によれば、よのではあるかと思
います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は複数要件の複数記録と思っていました。
この問題はテレビ、新聞で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令規則により適正に業務を運んでいたので
良いと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

割り切せし 個別化が方策をなす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録問題についてありました
とあります。
現職でそれを知らないと年金記録にこの問題
を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題、年金記録がどのエンゼル一
入力時に、大半の問題があると思います。
年金記録はありますが、これが実際が何事かと
思えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的には 何日ありませんか
すべての年金記録は、その前に事業主からの届出
がありそれが転記又は入力されて記録になつて
ござりから、その内容につれての責任は半分以上
届出者にあることから一般的には 知り合っていません
と思います。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は 育りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識（こにせんじ）（マヌガ 書類）
（レポート 整理）
が一般社会では、職場に勤務するあたり
簡単に通称名を使ったり生年月日を正しく
避けたり書かれてある「3」とは推測。
立派な人 — それが原因で心配になります

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

上記の問題は該当者本人の問題で
あり、その限りは、本人が見付かる「3」には
気が付く。
高齢化がすみ、年金問題の関心が
高まる中で一大注意喚起キャンペンを行な
うことは非常に意義があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の分析結果を見させて
別訪問する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録がないと言う風評は聞いたことはない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 順に実施すみの年金特別便のようない方法。
2. 記録を記入後のチェックによる入力され誤記入の確認。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="checkbox"/> 現職者	<input checked="" type="checkbox"/> ○ 退職者
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本 庁	<input type="checkbox"/> ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・審長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> ①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在年金記録問題が生じていることに腹立たい思がして
いる。
大部分の職員であった人達は忠実に取務を遂行してきたは
ずだ。
地方では指導監査で厳しく実態の把握と指導に努め、問題
が生じることのないよう配慮してきたはずであり、胸を張れると信じ
ている。
社会保険庁の業務課と一部の地方職員による理不尽が
国民から批判を受ける結果を生じたことは、当然許されべき
ではないと思われる。
問題の存在を知ったのは、新聞やテレビによる報道による。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は個人ができる問題ではない。組織をあげてやるべき
である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が、社会保険事務所に採用されたのは、戦後間もなく
あり昭和25年ごろの頃から厚生年金の被保険者登録を記録され
る際の手帳の扱い及び規程等もので、紙面も薄く粗いもので、台
帳が散逸していく現象にからなりました。又、台帳の
担当者は専ら新人の私員が従事させられました。私自身
全体に台帳業務難視の傾向がありました。エコナムなどを含む
厚生年金被保険者登録の重要性に対する認識が欠如してお
り、そのためか、間違えを肯定せざるを得ない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

答を累て、現在は厚生年金被保険者登録がコンピュー
ターにより処理保管されるにいたつたが、より人間
の操作により処理されるのであることから、厚生年金被
保険者登録は被保険者の権利義務を左右する重
要な処理であることを自覚させ、教育と烹調体制を
確立されるニシを遠望いたしました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

重複整理と連絡で体験されたときの記憶
5ヶ月後の年金記録提出を書けた。
名前全く同一で違う
名前全く違う
例 村山、山口、中江、坂井、森田
毎月日金2回ある。どちらかと採用されない。
本人の申込み。
年金記入用紙への名刺大でよく放置してからのが
大きな問題であった。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転職回数が多く保険者記録が不鮮明だった
保険者ごとに意味が違う

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

転職の歴史を把握している後の保険者も連絡
確認せめて会員登録もう繩り直す操作を
やるへんと思つてた(第2人への転職が原因か)
専門知識者へ機会ある時に話してた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

聞いたことがなく知らないよです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

充分な考へを立てつかできません。

回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

せんらわれたセミナー教習1回目で、これがどうな
ことは知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

元々やる方針に従いながら運転練習でありますから之
でいいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

従来の年金手帳は、記録がすばれ、一本化するに長時間要したが、今回の基礎年金番号制度が導入され、一人一つの番号で管理され、扱いやすくなりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (1)受給資格の基準について、記録保管の最も重要なと認識
「乙丸」
- (2)在職当時のまだ年金受給者が僅かで記録関係に問題は無
「カツ」
- (3)後期後間も早い時案での記録部長は、欲張り悪く長期間存
在に耐えられるかと心配になりました。私は財政57年に退職したが、その後
は、機械に算定すればかりがつたからこれまで未だに思つてゐる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- (1)記録係官は業務課で会員一員に行われており、膨大な数を経
験して問題したことの大半を筆者も知つたと思ふ。これのバイト使用は
失敗がつたのも知れまい。
- (2)毎年、対象基礎店で全事業所の記録を1回ずつ査定しており、又、
会計検査院の監査と同時に各社に事業所を抽查していくので、このよ
うな記録漏れが出来ないは不思議でござります。
- これは、解決には個人の役に立ちませんが、物や1つの金、當時の
様子を書きまし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
① 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録が一本に出来ない理由の大半は次のとあります。
再三転勤を変わった人は就職時に前歴を云わがへこむ
が多く、その都度新規加入として処理されるので実際
は一人で何枚もの年金番号もつておられます。又二ヵ様の
人は退社時に加入資証を渡していい場合、多く
加入していかどうか知り難いことがあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

転勤を聞いて記録を調査して解決する方法が
いいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については いずれ調査にて変化おしか
方法がなーと思つてました。
昭和30年前後を思つて、当時は会社も被保険者
も年金に対する関心が低く特に小企業では指導
してもらううちにならなかつたことを覚えてます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この件については対応が困難です。
御方針としては記録をもらすことには殆んどがいと思つて
いましたので 反省点はあります

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はありません。
誰れも年金を持つ業務などしていません。
どうかとも国民をだすこともその
ようを見た業務にしていません。
このうち調査にあたるに向むこう
していません。やまどりはこれであります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一生懸命に国民の皆様回復に
向けた業務をするだけです。
起つた問題を反省するよりも
これがどうなつかう題です。
(やまどり)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

35-102

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録について報告をなしていいとは思はないが、本保険料の割り込みが確認できなかった。不可抗でありますと思われます。
(確認するには不十分なものが担当ある)

今、新規センターで得て、このセントラル保険料はいつから適用された
ことか、窓口担当まで見れるかは12月3日といふ。

回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入期間について、将来年金受給時に預貯とまちと
確認して、整理すみやく聞いて下さい。
現、年金記録へ不備えん体があり、過去記録の整理
で、解消して、その後は安心と見て下さい。
今回の年金記録問題について、平成16年頃から
問題になって、今までのところはなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

当時は、年金受給時に記録の確認を
行なわれて、本立てで、確認できなかっし。
年金等の措置の件もあり、亂しから。
現在の段階で定期的に年金の、本立てをしてある
ところには良いと思うが、住所が変わった
事や、通知も届かないなどの、加入者の意識を重要視
と見て下さい。

ご協力、ありがとうございました。